

広島県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和八年四月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

向島循環線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
尾道市向東町字西ケ丸乙六一五四番地先から 尾道市向東町字沖ノ浜六三二番一地先まで		新	一一・四〇 一九・八〇	二二五・三〇	拡幅
		旧	四・〇〇 ・八〇	二二九・三〇	